



受動喫煙防止対策助成金

制度の概要

中小企業事業主が、職場での受動喫煙を防止するための喫煙専用室等の設置等の費用の一部を助成する、国による支援措置。
費用の2分の1（飲食店は3分の2）を助成
最大100万円まで

助成対象	要件	喫煙以外での使用
喫煙専用室を 設置・改修する場合	<ul style="list-style-type: none">○入口における風速が毎秒0.2 m以上○そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	不可
加熱式たばこ専用 喫煙室・シガーバーなどを 設置・改修する場合	<ul style="list-style-type: none">○入口における風速が毎秒0.2 m以上○労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じること○そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	可
屋外喫煙所を 設置・改修する場合	<ul style="list-style-type: none">○喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと	不可
換気装置等を 設置・改修する場合 (既存特定飲食提供施設 のみ)	<ul style="list-style-type: none">○措置を講じた結果、粉じん濃度が0.15 (mg/m²) 以下となること、又は1時間当たりの必要換気量が、70.3m³ × [喫煙区域における客席数] 以上となること。	可